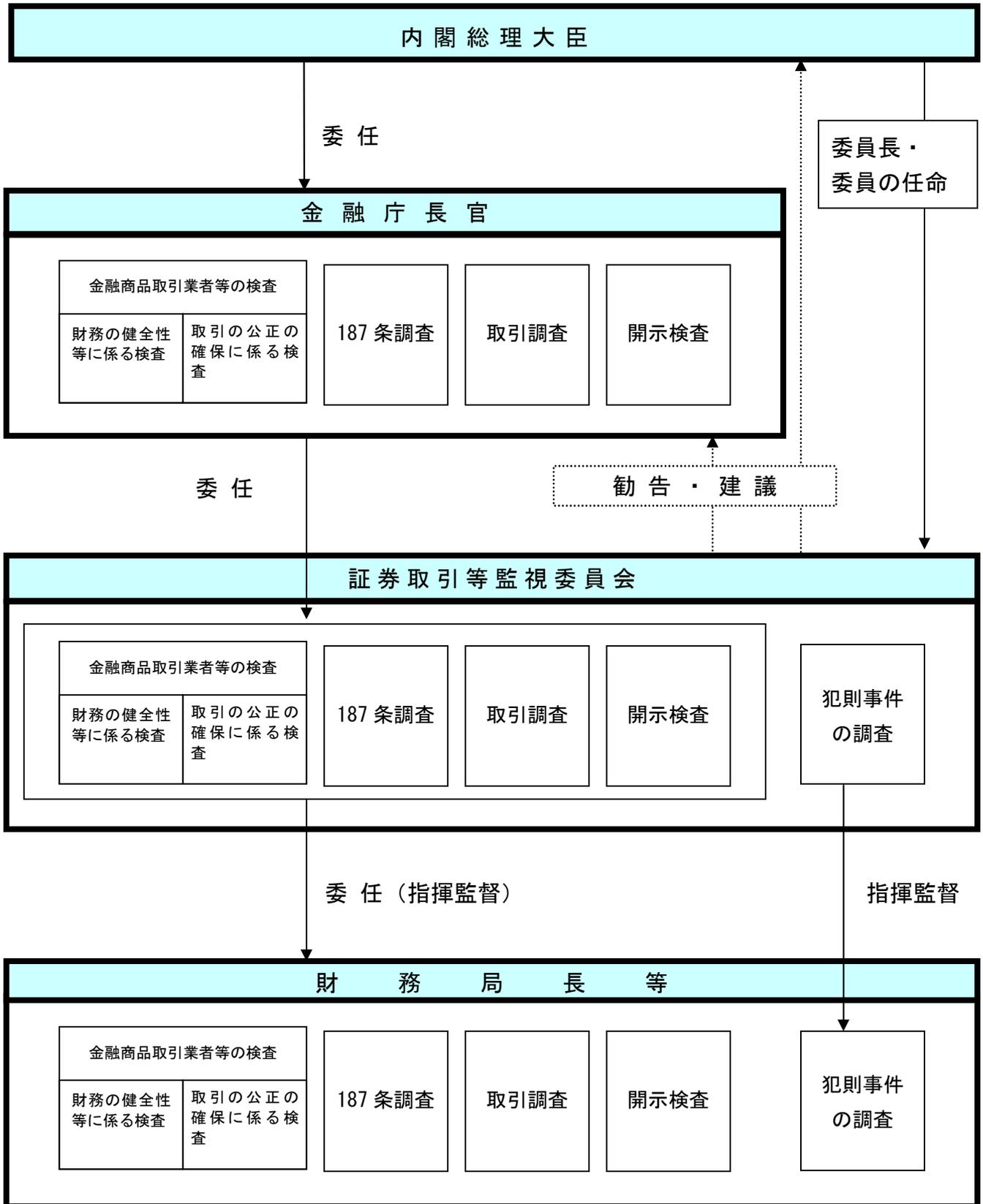


証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



- (注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する(金商法第194条の7第8項等)。
 (注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる(金商法第224条第4項、第5項等)。
 (注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
 ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
 ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示